

## 第784回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成29年1月26日（木曜日）午後3時

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（16名）

1 番	今津 久雄	2 番	岩本 誠司	3 番	浦田 久永
4 番	小川 節美	5 番	小島 久司	6 番	川島 照久
8 番	田村 磨利	9 番	所谷 頼尚	10 番	西山 讓
11 番	羽賀 久喜	12 番	濱田 頼之	13 番	細川 壯
14 番	細川 秀信	15 番	松本 功	16 番	保田 稔
17 番	山口 一晴				

4. 欠席者（1名）

7 番 黒岩 重光

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局主幹 小松 憲司

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 宿毛市農用地利用集積について

議案第3号 宿毛市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）

○議 長           これより第784回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、3番浦田  
久永委員、4番小川節美委員にお願いします。

        なお、7番黒岩重光委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定に  
よる欠席の申出がありましたので、報告いたします。

○議 長           これより議事に入ります。

○議 長           議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたしま  
す。事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局員       それでは説明させていただきます。

        番号30番です。場所は2ページに位置図をつけております。二ノ宮  
から高石大橋を渡り高石方面へ向かう途中、篠川沿いに広がる農地のう  
ちの1筆になります。取得後は、稲を作るとの計画が出されております。

        本申請は双方から委任を受けた小栗行政書士から提出されております。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第  
2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

        今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長           続きまして、受付番号30番について二ノ宮地区担当の川島委員さん  
をお願いします。

○川島委員       【議案書をもとに30番朗読】

        兩名に確認をとりました。売買について問題ないということですので、  
新規の方、よろしくをお願いします。

○議 長           事務局と委員さんより説明がございました。これに対する、ご意見や  
ご質問等いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

        (審議中)

○小島委員       この付近での売買価格はどのくらいでしょうか。

○事務局員       許可申請書の内容によりますと、10aあたり40,000円とあります。

○議 長 小島委員さんよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○議 長 それでは、ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」1件は、許可することに決定致しました。

続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 それでは議案書3ページになります。今回の2件はいずれも再設定です。

2番。場所は、西片島のホテルびんくのくじら横に広がる農地のうちの1筆になります。水稻を作るとの計画が出されております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。

続きまして、番号3番。場所は、和田の松田川小学校向かい、松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。水稻を作るとの計画が出されております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。

今回の利用権設定の申出は以上になります。

○議 長 続いて、受付番号2番について、片島地区担当の保田委員さんお願いします。

○保田委員 **【議案書をもとに2番朗読】**

電話にて確認をしました。問題ないということですので、よろしくお  
願いします。以上です。

○議 長 続きまして、3番について、和田地区担当の松本委員さんお願いま  
す。

○松本委員 【議案書をもとに2番朗読】  
兩名電話にて確認をとりました。間違いないということです。事務局  
では水稻となっておりますが、ハウスです。よろしくお願いま  
す。

○議 長 事務局と委員さんより説明がございました。これに対するご意見、ご  
質問を頂きたいと思えます。

(審議中)

○議 長 ご意見等ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画に  
ついて」2件の報告がございました。事務局と委員さんから報告があり、  
審議の結果、問題なしということで、原案のとおり決することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第2号2件については、市に通知  
することに決しました。

続きまして、議案第3号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更につい  
て」を議題といたします。なお、産業振興課に代わり農業委員会事務局  
長より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第3号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」説明します。  
編入申出者は●●。所在地●●の登記地目は畑、現況は宅地となってお  
ります。1120㎡のうち185.76㎡を農業用施設用地への編入案件になりま  
す。当該農地は、申出者の父●●の所有地ですが、昭和59年当時に農業

用倉庫を建てております。その際も、敷地面積は 200 m<sup>2</sup>未満ということで農地法上の農地転用の許可申請不要ですので、そのまま登記も変更していないままでした。

なお、昭和 59 年当時、当該農地は農用地区域であったが、諮問により平成 15 年に農用地区域から除外されました。以上のことから申出者より農業用施設用地への編入申出があった次第です。農業用施設用地の敷地面積は現在も 185.76 m<sup>2</sup>で、先ほども申し上げましたが、200 m<sup>2</sup>未満のため、農地法上の農地転用の許可申請は例外規定で不要となっております。

以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長 続きまして、2 番について、押ノ川地区担当の松本委員お願いいたします。

○松本委員 【議案書をもとに 2 番朗読】

先日、本人と現地で確認をしました。倉庫の周囲は、申出者が自分で文旦をつくっている畑であり特に問題がないと思います。

○議長 担当課と委員より説明がありましたが、これに対するご意見やご質問を頂きたいと思います。

(審議中)

○議長 除外じゃなくて農業用施設用への編入ということですが、なぜ倉庫を建てて宅地になっているのに振興地域に変更しないといけないのでしょうか。

○事務局長 申出者が、この付近に昨年一般住宅への転用申請を出しております。その際に、固定資産税係が現地確認へ行きました。

農業用倉庫について申出者は父が建てたため、当時は農用地区域に入っていたが平成 15 年に農用地区域から除外されたことは知らなかったということです。

現地調査で調べたことにより、畑ではなく宅地として課税されるということになりました。そのため、農業用施設用地への編入が認められると従来通りの課税になることから申出者は申請しました。

○議長 農業委員会が確認して認可をおろすというのは、農業用施設として使用されていたかを証明するということですか。

○事務局長 そうです。農用地区域の除外にしても編入にしても最終的に県知事の許可になります。農業用倉庫として使っているのは事実ですから。

○議長 松本委員、倉庫について確認はしていますか。

○松本委員 はい。確認しています。この倉庫で文旦の仕分けをしています。

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。議案第3号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」担当課の説明と委員より1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第3号」1件は、市に答申することに決定致しました。

続きまして協議事項に入ります。非農地の報告について、事務局と委員さんよりお願いします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。

受付番号21番。所在地、中角。登記地目、田2筆。議案書7ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は主要地方道宿毛津島線を中角地区に入り、中角地区集会所の手前の土地で昭和46年中角稲作協同組合の農機具倉庫を建築し現在に至る。

続きまして、受付番号22番。所在地、山奈町芳奈。登記地目、畑1筆。議案書8ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、県道橋上平田線を進み芳奈地区に入り芳奈農村公園の手前を左折した奥の土地で昭和51年居宅兼納屋を建築し現在に至る。

続きまして、受付番号23番。所在地、山奈町芳奈。登記地目、畑3

筆。議案書 9 ページの位置図を見ていただきたいと思います。場所は、  
県道橋上平田線を進み右折し下組に入った亀戸神社の隣の土地で 1079 番  
及び 1090 番は約 20 年前から耕作放棄し原野となり 1091 番の 1 は約 50  
年前から宅地として使用し現在に至る。

以上 3 件につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろ  
しくお願いいたします。事務局からは以上です。

○議 長 続いて 2 1 番について、中角地区担当の川島委員さんお願いします。

○川島委員 【議案書をもとに 2 1 番朗読】

現在は、事務所兼倉庫として使っています。よろしくお願いいたしま  
す。

○議 長 続きまして 2 2 番及び 2 3 番について、芳奈地区担当の細川委員さん  
お願いいたします。

○細川委員 【議案書をもとに 2 2 番・2 3 番朗読】

双方とも 19 日に電話にて本人へ確認をとっております。

2 2 番につきましては、宅地となっておりますが、倉庫と半分は庭、  
家への進入口となっております建物建っておりません。

2 3 番につきましては、畑はほとんど草地というか、原野化していま  
す。また、その中にある宅地は、ほとんどが家の屋根も落ち居住はでき  
ないような現状です。地域からの苦情等も出ているため本人さんが申請  
したということでした。よろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。2 1、2 2、2 3 番の 3 件についてご審議  
をお願いします。

(審議中)

○議 長 農業用倉庫であれば、先ほどの振興地域の編入案件同様、農地のままの  
方がよいのではないですか。

○川島委員 申請者が●●へ寄付をしたいと申出ています。非農地証明をし、●●  
へ譲ると当事者同士で話しがまとまっています。

○議 長 23番は状況が良くないように思えるがどうでしょうか。

○●●委員 宅地の現況もあまりよくなく、周囲から草刈りなどの要望や苦情があるため地域としても放置されるよりも、非農地としてきちんと手続きをしてもらった方がよいと思います。

○議 長 なにかご意見ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 意見がないようですので、採決に入ります。非農地証明3件につきましては、審議の結果、問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明3件については、証明することに決しました。  
事務局より報告事項があります。

○事務局長 私の方から報告させていただきます。皆さんのお手元にカラーで2枚にとじた分と、1枚ずつのカラーの分があると思います。これについて説明をさせていただきます。同書類については先週の金曜日20日に、市長へ説明し、了承・承認を得ております。農業委員会改革に伴う市町村が条例に定める農業委員会委員の定数の上限基準についての説明です。

推進委員を委嘱する農業委員会については総会を機動的に開催できるよう現行の定数を半分程度にする。これらは全て農水省からの通達です。

農業委員の選出の優先順位は1番として農業委員の過半数は認定農業者とする。2番として、女性を積極的に登用する。3番として、農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れることとする。以上の要件を踏まえて定数を定めよ。ということです。

また、下の表は、上限基準を表しております。宿毛市は、(1)農業者の数が1,100以下の農業委員会です。県・国へ確認したところ農業者の数というより農業者の戸数との回答でした。農地面積が1300ha以下の農業委員会ということですので。この場合、推進委員を委嘱する農業委員会



の上限が 14 名です。ほとんどの高知県下の農業委員会が (1) か (2) へ該当します。

2 枚目をめくってください。事務局の案といたしまして宿毛市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員数の選出について決めさせていただきました。基となるのは、農林業センサスによる 10 a 以上の農家戸数が 881 戸及び農地面積が 828 h a になります。上記表の農業委員の定数の上限は 1 枚目の (1) に該当し、推進委員を委嘱する農業委員会の改正後の上限は 14 名となります。現在定数は 18 名で、国からは現行の半分程度とするという通達がきております。

市は、18 名の半分の 9 名ではなく、農業委員の上限の 14 名を鑑みまして、地区割りをして 11 名としております。

農地利用最適化推進委員は 100 h a 当たり 1 名という基準を国が示しております。828 h a で農地利用最適化推進委員の上限は 9 名になるが、農業委員の定数を 11 名としたことから、7 名にしております。農業委員 11 名、農地利用最適化推進委員 7 名の計 18 名となります。

当市としましては、他市町村の動向を見ながら、農地利用最適化推進委員の 1 人の上限面積を 100 h a から 150 h a にしています。

そして、報償費につきましても、県下のほとんどの市町村が農業委員さんの現行の報償費と同額で、農地利用最適化推進委員も農業委員に準ずるということより、宿毛市でも現在の委員さんの報償費 22,000 円と同額にしております。

つづきまして、3 枚目になりますけど、農業委員数の改正、この表を見て頂けますか。この地区割りですが、街区は現在田村委員さんと松本委員さんがもっていますが、1 名にもってもらうこととなります。西地区の方も、山口委員さんと保田委員さんの受け持ち地区をまとめ 1 人としております。橋上町全域は従来通り 1 人です。現在川島委員さんと所谷委員さんが持っているところを 1 つにまとめまして橋上地区は、橋上町全域と、二ノ宮・中角・平井・野地・小川・草木藪・山北・高石に分け、定員を 2 人としております。平田地区は、現在は 3 人の方に担当してもらっておりますけど、定数を 2 名としております。変則的になりますが、芳奈地区は、農地面積が極端に少なくなったため、芳奈全域と現在浦田委員さんが持っている沖の島全域で定数 1 としております。また、山田地区は従来通り 2 人の農業委員さんに担当してもらおうと。小筑紫地区も、現在は 3 名の農業委員ですけど 2 人の農業委員さんに受け持ちをしてもらい、全地区で計 11 名となります。

なお、この件も他市町村と協議したところ改正後、7月20日以降の農業委員会の体制は、会長にも担当地区をもっていただきます。

つづきまして、カラーがのっている分が農地利用最適化推進委員さんです(地区割り)。当然7名ですので、受け持ち地区が広くはなりますが、他市町村も同様です。街区は1名、面積は14080a=141haになります。西地区も1名、面積は13893a=138haです。橋上地区は1名、面積は14767a=147haです。平田地区は1人、面積は13202a=132haです。芳奈地区は、定数1名、面積は、長尾と竹石・沖の島全域を合わせ8505a=85haです。山田地区は、1人、面積は9457a=945haです。小筑紫地区は、1人、面積は8838a=883haです。

市は上限を150haとし計7名にお願いしようと思っております。

農地利用最適化推進委員の業務内容は、国の表現をそのまま使いますと、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生・解消防止、新規参入の促進という風に、現場活動を主に行うこととなり、従来の各種申請書類の審査を農業委員さんと。

他市町村同様、総会につきましても農地利用最適化推進委員にも毎回出てもらって、当市のイメージとして非農地証明をする際、メインとサブ、2名の農業委員さんであたってもらっていますが、改正後の総会は、他市町村同様2人セットで調査してもらおうと。

硬い言い方して議決権は農業委員にしかないが、うちも含めて簡易採決、異議なしという形で皆さん意思集約していますので、推進委員さんも毎回総会には出てきてもらって意見はどんどん出してもらっているみたいです。農業委員さんと推進委員さんは2人でセット。

農業委員さんの業務内容は、3条・4条・5条・利用権・非農地の書類審査、ただ現地調査も。現地活動をメインにするのは、推進委員さんということです。2人セットと車の両輪というイメージをもって頂ければよろしいかと思えます。

現在、定数の条例改正が必要になりますので、3月議会の方に提出します。3月議会です了承が得られましたら、宿毛市の広報・ホームページにて応募要項を1ヶ月間設定し公募します。農業委員さんの場合は、6月議会にて11人の人事案件を提出し、議会の同意をもらいます。推進委員さんの場合は同意の必要がなく、農業委員会の方で委嘱をします。

7月20日より新体制になり、市長が招集し第1回目の総会を開きます。その後、農地利用最適化推進委員さんの委嘱を農業委員会ですると。

申込には、自薦・他薦・団体推薦。応募用紙も3種類それぞれ用意していますので、広報・ホームページに掲載をした段階で全て事務局の方

で準備をします。

現在認定農業者は2名しかおりません。改正にともないあと4名必要です。農業委員会の皆様にもこの場をお借りしまして、認定農業者の掘り起こしにご協力ください。

また、農業に無関係の方1名も必要不可欠です。他市の動向を調べましたら、農業委員にはしぼりがあり、比較的推進委員さんにはしぼりがありません。幡多6カ市町村で例をとったら、黒潮町さんでは推進委員さんは全員農業委員さんをお願いしたそうです。しぼりもありますけど、できるだけ今の農業委員さんで、引き続きやってもいいよ。という方は、ぜひ農業委員さん、どうしても認定農業者とそうじゃない方となったら必然的に認定農業者を選ばないといけないので、農地利用最適化推進委員にもぜひ手を挙げて頂きたいと思います。

以上です。なにか質問ございませんか。

○議長 長 芳奈の場合は、今度から沖の島の案件があったら、調査に行かないといけないのですか。

○事務局長 間近4年を通して沖の島の案件は1件でした。その1件も災害の関係で個人からではなく土木課からの依頼でした。それ以外は、農地も少ないため3条・4条、転用申請が出ることも多くはないと思います。

仮に、農業委員さん・推進委員さんが行けなかった場合は事務局が行くこともできます。旅費も人数分毎年予算を組んでおります。

芳奈の面積だけでは少ないため、変則的ではありますが沖の島全域も追加しました。

○議長 長 もちまわりとういうのはできないですね。例えば2ヶ月交代など。

○事務局長 任期は3年です。任期が3年というのは変わりません。

○議長 長 沖の島の場合は、今度は誰それが行かないかと。11人の中で●●●

○事務局長 ただ、仮に4年間で案件が1件だけですので、どうしても農業委員さん推進委員さんが行けないということでしたら、代表して事務局が行くというのも可能ですし、臨機応変に。

あくまでもどうしても100haに1人という縛りがあるので芳奈だけ極端に少なくなりますので、そういうことですので、そこは臨機応変に

対応できるのではないかと思います。

○議長 橋上は今も一人ですけど、結構一人で大変で広くて距離でも 20 kmあると思いますけど、推進委員がふさぎあうから、あっち当たりも全部含めたら、他のところもいれたらすごく広いですよ。

○事務局長 ただ、割と橋上・二ノ宮・高石方面は出ますけど、山北方面は少ないです。大体議案書自分が作成して議案の連絡先をつくっています。極端に担当が少ない言う農業委員さんはおりますけど、極端に多い言う農業委員さんはそれほどおりません。

○議長 橋上なども局長も知ったように、楠山・出井にしても昔農地だったのがそのままになって非農地が次第にいっぱい出だして、増えたらどうしますか。

○事務局長 そのために、農業委員さんと推進委員さんがセットです。現地はもう全て推進委員さんですよと、書類審査は農業委員さんですよと、そういう掴み方はしていません。どこの市町村も、必ずセットで地区割りも、できるだけ正当性をとろうと思って、今の非農地のイメージが一番分かりやすいのではないかと思います。

また、これ新制度。全国の市町村の農業委員会一緒だと思います。始まってみないと、皆●●な状況です。とりあえず 3 年間。そういう体制でやってみると。それで問題点が出てきたら、次の改正のときに変更があると思います。

実際に認定農業者は、南国市さんはものすごく多いです。南国市さんは、認定農業者は新制度に切り替わりましたが、旧制度でも半数以上の認定農業者さんがいたみたいですよ。これも、国の方が小出しに出してくる情報によりますと、ひょっとしたら今は認定農業者でないとダメですよ。それが規則とか政令という法改正をして、過去に認定農業者の経験があった人なおかつ認定農業者の家族でもよいと。ひょっとしたら今後そういう方向に変わる可能性はあります。実際、それらは事例集など国からの文章にも出てきています。

○川島委員 しかし、認定農業者になりませんか。と、よくきていましたが 70 歳になって今更認定農業者になってもどうしようもない。認定農業者になって何かメリットでもあるのか。

○事務局長 産業振興課の担当にはなりますが、ただ各種事業を受けるときに受けやすいというメリットはあるようです。

○議長 認定農業者のメリットは、お米を出荷するときによりになったりするようです。  
まあ、この点については、こういう方向で検討しているということでよろしいのではないかと思います。

○事務局員 続きまして事務局から3点事務連絡があります。  
1点目は源泉徴収票の送付のお知らせです。源泉徴収票の作成にあたり先日は、マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提出にご協力いただき本当にありがとうございました。  
先日今回の総会の議案に同封し、皆様に送付させていただいたところで既にご確認いただいていることと思います。  
なお、内容につきまして、今年芳奈がかわりましたのでなにか不明な点等ありましたら事務局までお問い合わせ頂けたらと思います。  
なお、皆様からお預かりしました個人番号カードの写しなどにつきましては、関連法令ガイドラインに基づき、農業委員会事務局を通じ、総務課にて一括して取りまとめの上、厳重に管理いたしますこと合わせて申し加えます。

2点目は、視察の日程及び出欠の確認についてです。これも今回の、議案に合わせて同封させて頂きました、既にご案内しておりますが、日程につきましては当初第1希望でありました2月8日水曜日となりまして、今日この場で出欠の最終確認をとりたいと思います。

皆様なかなかお忙しいことと思いますが、当日2月8日に出席できない方いらっしゃいますか。

(出欠確認)

視察の関係につきましては、日程については、ご案内の通りで当日は8時30分に市役所を出発して東出張所を経由して現地へ向かいたいと思います。また、当日はお忙しいことと思いますが、よろしく願い致します。

行程については、既にご案内の通りで全ての行程を経て夕方午後5時30分には、こちら市役所に到着予定です。なお、また直前でもし急用等で欠席される場合がありますら、その際は、お手数ですが事務局までご連絡くださいますよう、お願い致します。視察の関係は以上です。

最後に 3 点目に、本日お配りしております資料でホッチキスにとめております、農地の利用意向調査の関係でお知らせさせていただきます。

農地の利用意向調査について簡単に言うと、農地パトロールの関係でその実施については、きちんと実施するように通知がきております。遅くはなりましたが、農地パトロールの結果、遊休農地になっているところについては「利用意向調査」ということになっておりまして、平成 27 年度からこのような形で実施しており、今回は今月末を目処に皆様にお配りしております様な文書を送る予定で現在準備を進めておりますので、本日、総会の場を借りまして委員の皆様にもお知らせするものです。

内容はといいますと、2 枚目以降になりますが、「農地パトロールをしたところ、あなたの農地が耕作されていないように思うのですが、今後どうするつもりなのか」お尋ねするものです。3 枚目の紙に必要な事項を書いて事務局に送り返してください。というものになります。荒れている農地の地番を、所在地の方に書いて隣の欄にどうするのかという事を①～⑤の 5 つの中から選んで番号を記入して返送してもらうこととなります。

内容につきましては、平成 27 年度に実施した内容と同じです。

5 つというのは、見て頂けたら分かると思いますけど、1 番が中間管理機構を通じて貸してもいいですよというもの。2 番が自分で作りますよというもの。3 番が貸すか売るか、しますよというもの。4 番は、市の事業を活用して使ったり貸したりしますよというもの。5 番が、それ以外のもの、その他。となっております。これらからいずれかを選んで回答して頂きますが、例えば通知をそのままにしておくかどうかということ。作る、貸す。としたものの実際のところそのままだったということになると一定の期間経っても解消されない場合は中間管理機構と協議しなさいという勧告を出す事になります。

この勧告が出された農地については、既にご案内の通り、何回かお話ししておりますが、固定資産税があがるという風になっております。農地の税金が 1.8 倍くらいになるだろうといわれております。

ということで、委員の皆様方に、もしこの通知を見た方からお問い合わせがありましたら、この内容の趣旨とそれから事務局の方へ送り返して頂くように返信用の封筒も準備しております。すぐ送れるような形にしていますので、この内容を通じて遊休農地の解消に協力頂きたいということでその旨お伝え頂けたらと思います。

繰り返しになりますが、自分でつくるという方は 2 番。というような感じで、もし問い合わせがありましたら、ご指導の方お願い致します。

以上簡単ではありますが、昨年が続いてこのような形で事務局の方では意向調査を出しますので委員の皆様にお知らせ致します。よろしく願いします。以上です。

○議 長 委員の皆様からその他でなにかご意見ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長            それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第784回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後4時30分時閉会

平成29年1月26日

会 長

農業委員

農業委員